

議案第95号

米原市市民自治センター設置条例の一部を改正する条例について

米原市市民自治センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年5月6日の米原市役所新庁舎の供用開始に伴い、支所を変更し、出張所を設置するため、この案を提出するものである。

米原市市民自治センター設置条例の一部を改正する条例

米原市市民自治センター設置条例（平成17年米原市条例第199号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市役所支所および出張所設置条例

第1条中「支所として、市民自治センターを」を「ため、支所および出張所として市民自治センターを」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称、位置および所管区域）

第2条 支所および出張所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山東支所	米原市長岡1206番地
伊吹市民自治センター	米原市春照490番地1
近江市民自治センター	米原市顔戸488番地3

2 市長は、市民の利便を優先するとともに、事務の効率化を図るため、支所および出張所の所管区域は特定しないものとする。

付 則

この条例は、令和3年5月6日から施行する。

米原市市民自治センター設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																							
<p><u>米原市役所支所および出張所設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を分掌するため、<u>支所および出張所として市民自治センターを設置する。</u> (名称、位置および所管区域)</p> <p>第2条 <u>支所および出張所の名称および位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="143 676 826 871"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山東支所</td> <td>米原市長岡1206番地</td> </tr> <tr> <td>伊吹市民自治センター</td> <td>米原市春照490番地1</td> </tr> <tr> <td>近江市民自治センター</td> <td>米原市顔戸488番地3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市長は、市民の利便を優先するとともに、事務の効率化を図るため、<u>支所および出張所の所管区域は特定しないものとする。</u></p>	名称	位置	山東支所	米原市長岡1206番地	伊吹市民自治センター	米原市春照490番地1	近江市民自治センター	米原市顔戸488番地3	<p><u>米原市市民自治センター設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を分掌する<u>支所として、市民自治センターを設置する。</u> (名称、位置および所管区域)</p> <p>第2条 <u>市民自治センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="960 676 1749 1110"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山東市民自治センター</td> <td>米原市長岡1206番地</td> <td>合併前の山東町の区域</td> </tr> <tr> <td>伊吹市民自治センター</td> <td>米原市春照490番地1</td> <td>合併前の伊吹町の区域</td> </tr> <tr> <td>米原市民自治センター</td> <td>米原市下多良三丁目3番地</td> <td>合併前の米原町の区域</td> </tr> <tr> <td>近江市民自治センター</td> <td>米原市顔戸488番地3</td> <td>合併前の近江町の区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	山東市民自治センター	米原市長岡1206番地	合併前の山東町の区域	伊吹市民自治センター	米原市春照490番地1	合併前の伊吹町の区域	米原市民自治センター	米原市下多良三丁目3番地	合併前の米原町の区域	近江市民自治センター	米原市顔戸488番地3	合併前の近江町の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・題名の変更 ・支所および出張所を設置することに伴う改正 ・支所の変更および出張所の設置に伴う改正 ・支所および出張所の所管区域を特定しないこととする規定の追加
名称	位置																								
山東支所	米原市長岡1206番地																								
伊吹市民自治センター	米原市春照490番地1																								
近江市民自治センター	米原市顔戸488番地3																								
名称	位置	所管区域																							
山東市民自治センター	米原市長岡1206番地	合併前の山東町の区域																							
伊吹市民自治センター	米原市春照490番地1	合併前の伊吹町の区域																							
米原市民自治センター	米原市下多良三丁目3番地	合併前の米原町の区域																							
近江市民自治センター	米原市顔戸488番地3	合併前の近江町の区域																							